

電気通信大学 産学官連携センター 知的財産部門 主催

# 知財セミナー

## 大学における知的財産 ～成功するための留意点と活用事例～

知的財産部門

<http://www.ip.uec.ac.jp/>

2015.7.22

## 講演

1. 16:20～16:35

### 『特許権・著作権の基礎知識』

田中秀晴(電気通信大学知的財産部門 弁理士 知的財産マネージャー)

2. 16:35～16:50

### 『学内手続き』

加古彰子(電気通信大学知的財産部門 知的財産マネージャー)

3. 16:50～17:05

### 『共同研究における知的財産』

村松宏祥(電気通信大学知的財産部門 知的財産マネージャー)

4. 17:05～17:20

### 『知財活用事例紹介』

本間高弘(電気通信大学知的財産部門長 教授)

# ①特許権・著作権の基礎知識

- 先生、学生のための知的財産

国立大学法人電気通信大学

産学官連携センター 知的財産部門  
田中秀晴

## 題目

- 1) 発明とは？著作物とは？
- 2) 特許制度と著作権制度の違い
- 3) 発明者(先生・学生)と特許権者(大学)
- 4) 出願審査請求とは？
- 5) 特許になる発明とは？
- 6) 出願前に公表した場合(30条適用)
- 7) 外国特許

# 1) 発明とは？著作物とは？

## ～保護の対象～

### 発明とは

「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特許法2条)

簡単にいうと、

一定の再現率があって、誰がやっても同じ結果を得られるもの

- ・ 発明と発見の違い → 単なる『発見』は発明ではない！ (ex レア・アース)
  - ↓ 「人が発見するものは以前からすでに存在したものであり、人が発明したものは、
  - ↓ それが作られる前に存在しなかった」byカント(哲学者)

ただし、

『発見』を利用して作られた新規な物は発明になる

(ex レア・アースを利用した蓄電池・発光ダイオード・磁石)

→ 発見の場合にはその利用用途を考える

# 1) 発明とは？著作物とは？ ～保護の対象～

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(著作権法2条1項1号)

- ・ 著作権は“**具体的な表現**”のみを保護する(プログラムで実現する手順自体は保護されない)
  - プログラムの著作権として保護されるのは具体的な表現のみ(同じ手順でも様々な表現がある)  
Ex: プログラミングのために実際に手を動かした人等も著作者になる⇒プログラマー

**※本学教員が具体的な仕様を作成し、プログラムの作成を外注する場合には注意！**

プログラムの著作権を外注先から譲り受けておく必要がある(知財部門に相談！)

- ・ プログラムで実現する手順(アイデア)は著作権ではなく、特許権で保護される。

## 2) 特許制度と著作権制度の違い ～権利取得のための手続～

特許権を取得するには、発明をしただけではダメ！

→ 特許庁に出願(申請)をする必要がある(方式主義)

①特許庁に出願された発明は公表される



誰でも発明の内容を知ることができ、次の発展研究に生かせる

発明の秘密化(良い発明は、誰でも秘密にしたいくなるもの)を防止して産業発展！

②特許庁に出願した人にはその代償として独占権(20年間)が  
与えられる

20年間は独占的に販売して利益を追求することができる(研究費の回収)

## 2) 特許制度と著作権制度の違い ～権利取得のための手続～

- ・著作権は著作物を創作した時点で発生
  - 申請(登録)などは必要ない(無方式主義)

### 3) 発明者(先生・学生)と特許権者(大学)

・ **共同発明者**...単なる協力でなく、実質的に協力し、発明を成功させた者  
以下の者は共同発明者ではない

(a) **単なる管理者**...部下の研究者に対して一般的管理をした者

Ex) テーマを与えただけの教授

(b) **単なる補助者**...研究者の指示に従い、単にデータをまとめ又は実験を行った者

Ex) 言われた通りにデータを集めただけの学生

(c) **単なる後援者・委託者**...発明者に資金を提供し、設備利用の便宜を与える等により、発明の完成を援助し又は委託した者

Ex) 共同研究資金を提供しただけの企業



上記は形式的な考え方であり、知財部門に届け出る『発明届出書』では共同発明者の発明に対する寄与率を考慮して届け出る。

(寄与率は研究室の考えにお任せします)

### 3) 発明者(先生・学生)と特許権者(大学)

#### ・特許権者...特許権の権利者

「特許を受ける権利を有する者」が、特許権を取得する必要がある



「特許を受ける権利」は発明者が取得する

(a) 発明者が権利者になる

(b) 発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けた企業(大学)が権利者になる

(法改正案の閣議決定あり。勤務規則により「特許を受ける権利」を最初から企業が取得する。)

**※他人の研究を勝手に出願(申請)して、登録してもダメ!**

## 4) 出願審査請求とは？

- ・ 出願審査請求... 特許出願をした日から  
3年以内に特許庁に審査を  
願い出る制度

大量に出願された発明の中から、本当に価値があるもののみ  
審査にかける

出願審査請求をしなかった出願は、取り下げたものとみなされ、  
権利化できなくなる

## 5) 特許になる発明とは？

～特許要件(新規性、進歩性、実施可能要件)～

・新規性...特許出願前に日本国内外で公然と知られていないこと  
 「公然」とは、秘密を脱した状態をいう(公然と実施、文献・インターネットで公表)

① 発明を知る人がたとえ多数であっても、**守秘義務を負っていれば**  
 公然知られた発明ではない

→卒論の中間発表、卒研発表・修論発表をするなら出席者に**守秘義務書類**へのサイン！

② 発明を知る人がたとえ一人でも、**守秘義務を負っていなければ**  
 公然知られた発明になる

→ 企業担当者への開示前には**NDA(秘密保持契約)**締結を！

## 5) 特許になる発明とは？

～特許要件（新規性、進歩性、実施可能要件）～

- ・進歩性...特許出願前に日本国内外で公然と知られた発明に基づいて容易に思いつかないこと

他人の文献との相違点を特許庁に主張！（とにかく熱意が大切）

- ・実施可能要件...出願書類を読んだ技術者が、発明を実施できるぐらい具体的に書く

発明を実施できるぐらい具体的に発明が完成していること  
（出願書類作成のためのデータ・資料の提供をお願いします）

## 6) 出願前に公表した場合(30条適用) ～新規性喪失の例外～

特許出願前に学会発表・論文公表(←絶対にやめてください)

↓ 発明が公知になる

**特許不成立**

**※必ず、学会発表前・論文公表前にできるだけ早く知財部門に相談！**  
(特許申請書類を作成するのに約2ヶ月程度の時間がかかります)

## 6) 出願前に公表した場合(30条適用) ～新規性喪失の例外～

### ・新規性喪失の例外(デメリットだらけの最終手段)

万が一、

特許出願前に学会発表・論文公表をしてしまった場合

↓ 公表から6ヶ月以内なら

新規性喪失の例外(公表の事実がなかったものとみなされる)

↓ JSTによる外国出願支援が受けられない

**※外国出願は原則として断念**

## 7) 外国特許 ～外国特許は別権利～

特許権は各国ごとに成立→日本の特許は日本でのみ有効  
米国の特許は米国でのみ有効  
中国の特許は中国でのみ有効

- ・国際特許出願...外国出願を簡易に行うための手続き的な制度  
※世界中に通用する特許権が成立するわけではない！

## ②学内手続き

国立大学法人電気通信大学  
産学官連携センター 知的財産部門  
加古 彰子

## 題目

- 1) 電通大知財ポリシー
- 2) 権利は誰のもの？
- 3) 発明が生まれたら・・・
- 4) 共同出願
- 5) 特許取得の流れ
- 6) 承継基準
- 7) 特許権取得に係る費用
- 8) 補償金
- 9) 特許出願と論文発表
- 10) 外国で特許を取るためには

# 1) 電通大知財ポリシー

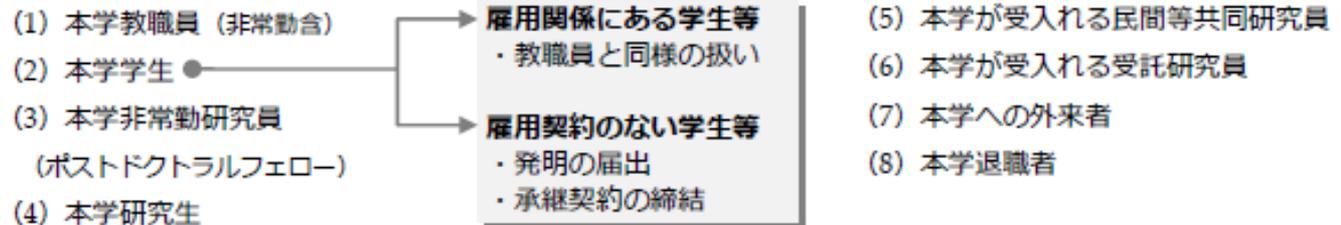
## <発明>

本学で創出された発明等は、原則、発明者と本学との間の契約により本学帰属とし、知的財産部門で一元管理して活用します。

## <著作物>

本学で創出された著作物は、原則、著作者に帰属し、本学との契約により本学帰属とし、知的財産部門で一元管理して活用します。

### I 知的財産ポリシーの対象者



**ポイント1** 本学と雇用関係のある方は届出義務があります！

## 2) 権利は誰のもの？（発明）

発明者	特許を受ける権利	権利の帰属	特許出願
教員	発明者自身の権利	大学帰属	電通大名義
学生	発明者自身の権利	個人帰属	個人名義
教員と学生 (共同発明)	発明者各々の共有権利	大学帰属	電通大名義

ポイント2

原則発明者に帰属、一定条件下で大学が承継

## 2) 権利は誰のもの？(著作物)

著作物の分類	例	著作権の帰属
職務著作物	入試問題、教務システム等	著作者 ⇒ 大学 著作権者 ⇒ 大学
職務関連著作物	下記の条件下で作成したプログラム、データベース ・公的研究資金を利用 ・大学が資金を支援 ・大学が管理する施設・設備機器を利用 ・企業と大学が契約を行う共同研究、受託研究等で作成	著作者 ⇒ 個人 著作権者 ⇒ 個人 (※) 但し、以下の場合、届出により著作権を大学譲渡 ・学外者に有償で譲渡・貸与・利用許諾する場合 ・共同研究等で作成し、学外者に無償で譲渡・貸与・利用許諾する場合 ・共同研究、受託研究契約等で、作成した著作物の著作権を大学又は第三者に帰属させる旨の規定がある場合
個人著作物	学術論文、個人名義の出版物、報告書 デジタルコンテンツ	著作者 ⇒ 個人 著作権者 ⇒ 個人

(※) 大学が著作権の譲渡を受けるのは、教員と企業の契約トラブルを回避するためです。大学が教員に代わって企業と契約締結します。

### ポイント2

著作物を作成した教員は、大学に著作権を譲渡した後も、研究及び教育(在職中および退職後)のため利用できます。

# 3) 発明が生まれたら・・・

※電子データで提出して下さい。

## 発明届出書(1)



国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター長 殿

本届出書記載の発明について国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程第6条の規定に基づき届け出ます。

提出日: 20**年 **月 **日			
発明の名称:			
発明の概要: (130字程度)			
発明の用途:			
①発明者氏名(寄与率順に記入)	教員・研究員(所属・職名) 学生(学籍番号・学科名及び専攻名) 学外発明者(会社名・所属部署等)	①E-mail アドレス ②電話番号(外線・内線・携帯電話等)	発明の 技術的 寄与率 (合計 100%)
1	① ②	① ②	%
2	① ②	① ②	%
3	① ②	① ②	%
4	① ②	① ②	%
5	① ②	① ②	%
□第6発明者以降は最終頁のその他欄に記載 ⇒ 合計発明者数 ___名			
共同出願の予定: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		共同出願人名: <input type="checkbox"/> 共同出願人検討依頼書 ※他社との共同出願の予定の場合、必ずご提出下さい	
公表の有無: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 予定あり 公表日(予定日): 年 月 日(予稿集発行日: 年 月 日) 発明の完成日: 年 月 日(公表済みの場合) 種別: <input type="checkbox"/> 学会発表 <input type="checkbox"/> 学内発表 <input type="checkbox"/> Web <input type="checkbox"/> TV <input type="checkbox"/> 刊行物・新聞・雑誌 詳細: 学会名・刊行物名・URL等をご記入下さい			
研究経費の種類: <input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 政府系資金(独法からの受託も含む) <input type="checkbox"/> 共同研究(企業) <input type="checkbox"/> 共同研究(企業以外) <input type="checkbox"/> 受託研究(企業、大学、財団法人) <input type="checkbox"/> 科学研究費補助金 <input type="checkbox"/> 奨学寄附金 詳細: 共同研究、受託研究の相手先名及び研究題目、政府系資金のプロジェクト名等をご記入下さい			
外国出願の希望: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 希望国: 理由: 先行技術調査: <input type="checkbox"/> 実施済み <a href="https://www.jp-lpat.pat.inpit.go.jp/">https://www.jp-lpat.pat.inpit.go.jp/</a> 先行文献・関連特許・論文・著作 .			

※電子データで提出して下さい

## 発明届出書(1)



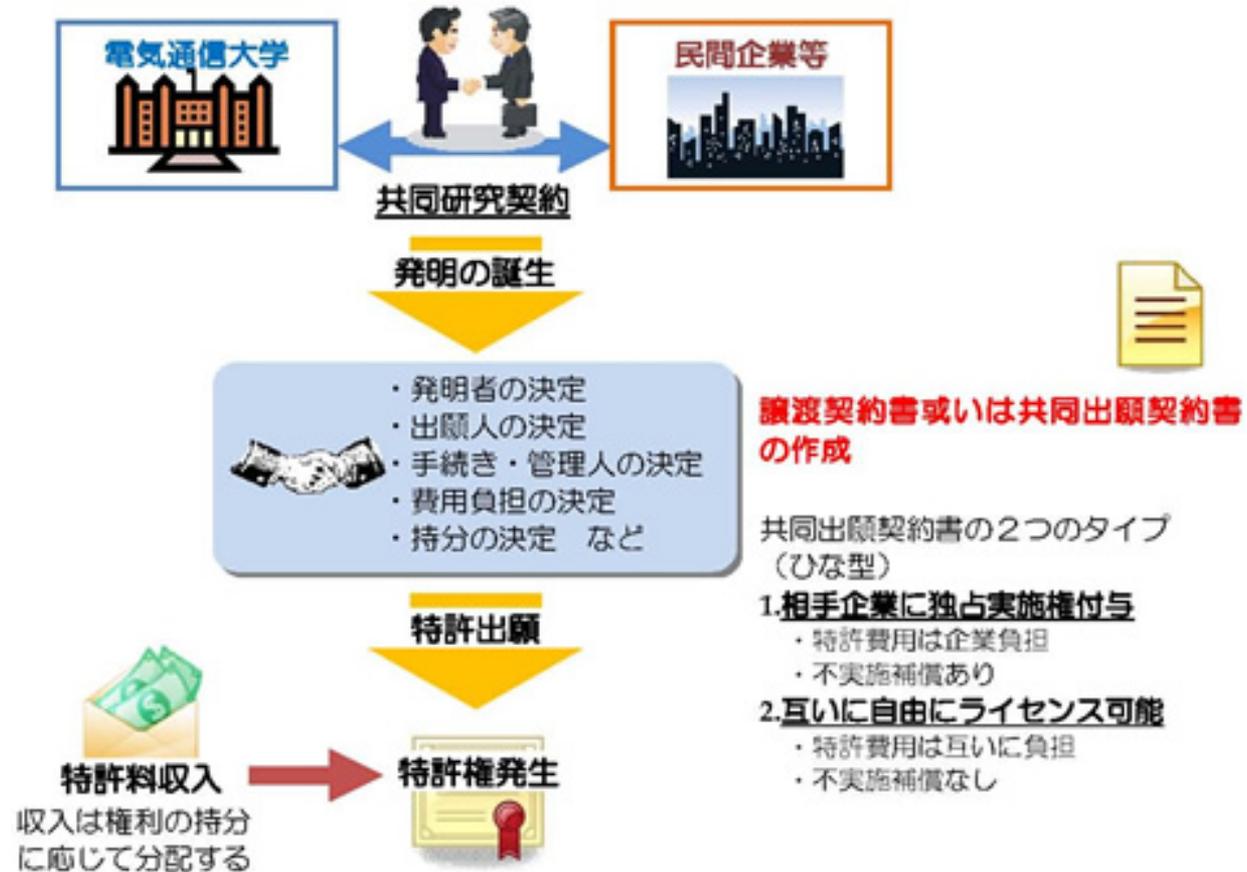
国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター長 殿

本届出書記載の発明について国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程第6条の規定に基づき届け出ます。

提出日: 20xx年 xx月 xx日			
発明の名称: ○○○○装置とその動作方法			
「装置、方法、工程、プログラム」等の文書で締め括って下さい。			
発明の概要: (130字程度) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
発明の構成・手段の概要と、この発明によって得られる効果を簡潔にご記入下さい。			
発明の用途: XXXXXX.....			
本発明を適用する分野・物品等をご記入下さい。			
発明者には、 <u>真に発明に寄与した者のみ</u> をご記入下さい (例: 単なる量産・生産・実験補助者は発明者ではありません) 新規な①着想の提供・改善型の具現化に貢献した者をご記入下さい ※ 特許出願後の発明者の追加・順位の変更は大変困難です			
①発明者氏名(寄与率順に記入)	教員・研究員(所属・職名) 学生(学籍番号・学科名及び専攻名) 学外発明者(会社名・所属部署等)	①E-mail アドレス ②電話番号(外線・内線・携帯電話等)	発明の 技術的 寄与率 (合計 100%)
1	① 電通 太郎 ② Taro Dentsu	情報通信工学科(C)・教授 taroe@uc.uec.ac.jp 52box	30%
2	① ジョン フレデリック ケイジ ② John Frederick Cage	0930XXXX・情報通信工学専攻 (EC-J) 090-YYYY-YYYY (内線:5300)	20%
3	① 電通 花子 ② Hanako Dentsu	国立大学法人○○○○大学 工学部・XX学科・准教授 03-XXXX-XXXX (内線:XXXX)	20%
4	① 共闘 次郎 ② Jiro Kyogan	共闘 共闘 ○○○ 技術開発部 03-XXXX-XXXX (内線:XXXX)	10%
5	① 共闘 三郎 ② Saburo Kyogan	共闘 共闘 ○○○ 技術開発部 03-XXXX-XXXX (内線:XXXX)	10%
■第6発明者以降は最終頁のその他欄に記載 ⇒ 合計発明者数 <u>6</u> 名			
共同出願の予定: <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		共同出願人名: 国立大学法人○○○○大学、共闘共闘会社名○○○技術開発部 <input checked="" type="checkbox"/> 共同出願人検討依頼書 ※他社との共同出願の予定の場合、必ずご提出下さい	
公表の有無: <input checked="" type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 予定あり 公表日(予定日): 年 月 日(予稿集発行日: 年 月 日) 発明の完成日: 年 月 日(公表済みの場合) 種別: <input type="checkbox"/> 学会発表 <input type="checkbox"/> 学内発表 <input type="checkbox"/> Web <input type="checkbox"/> TV <input type="checkbox"/> 刊行物・新聞・雑誌 詳細: 学会名・刊行物名・URL等をご記入下さい			
研究経費の種類: <input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 政府系資金(独法からの受託も含む) <input type="checkbox"/> 共同研究(企業) <input type="checkbox"/> 共同研究(企業以外) <input type="checkbox"/> 受託研究(企業、大学、財団法人) <input type="checkbox"/> 科学研究費補助金 <input type="checkbox"/> 奨学寄附金 詳細: 共同研究、受託研究の相手先名及び研究題目、政府系資金のプロジェクト名等をご記入下さい			
外国出願の希望: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 希望国: 理由: 先行技術調査: <input type="checkbox"/> 実施済み <a href="https://www.jp-lpat.pat.inpit.go.jp/">https://www.jp-lpat.pat.inpit.go.jp/</a> 先行文献・関連特許・論文・著作 .			

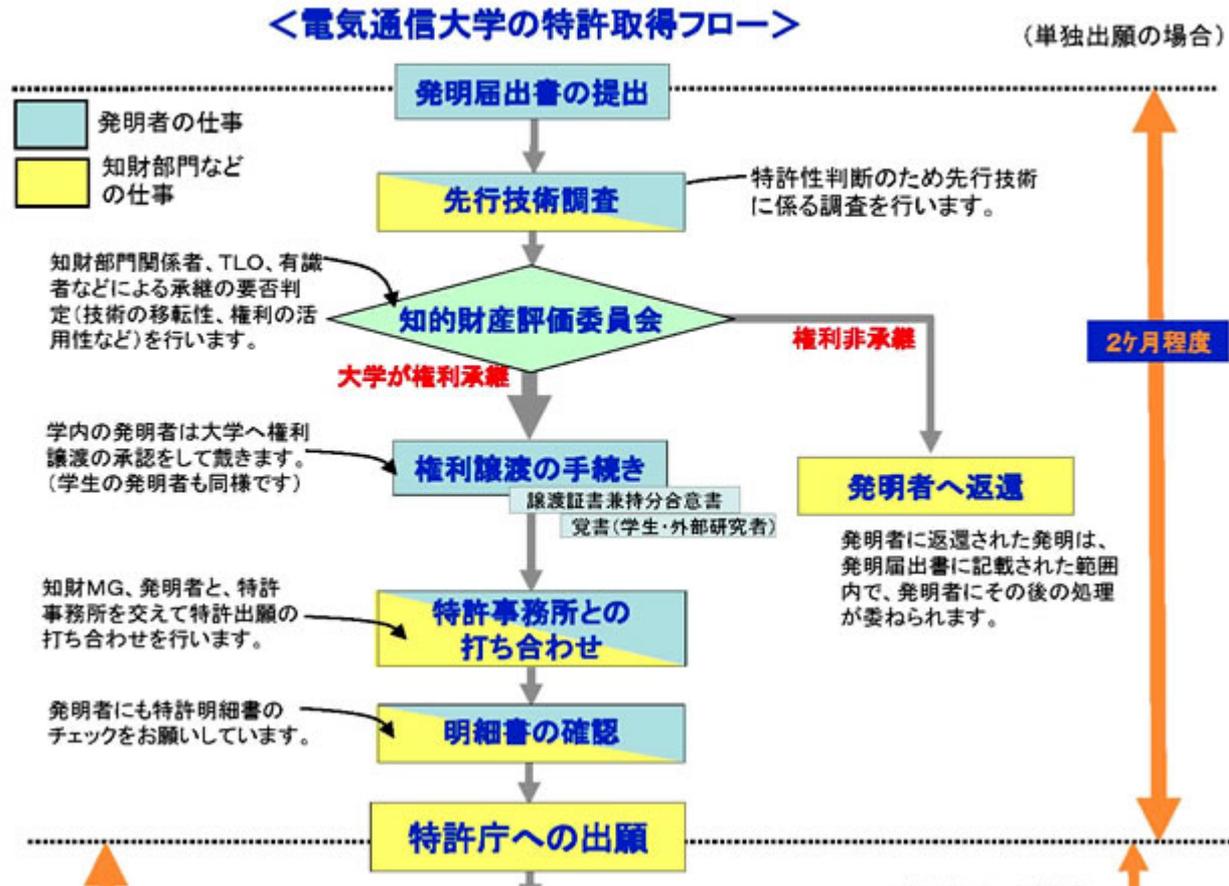
**ポイント3 発明を創出したら知財部門に届け出て下さい!**

## 4) 共同出願

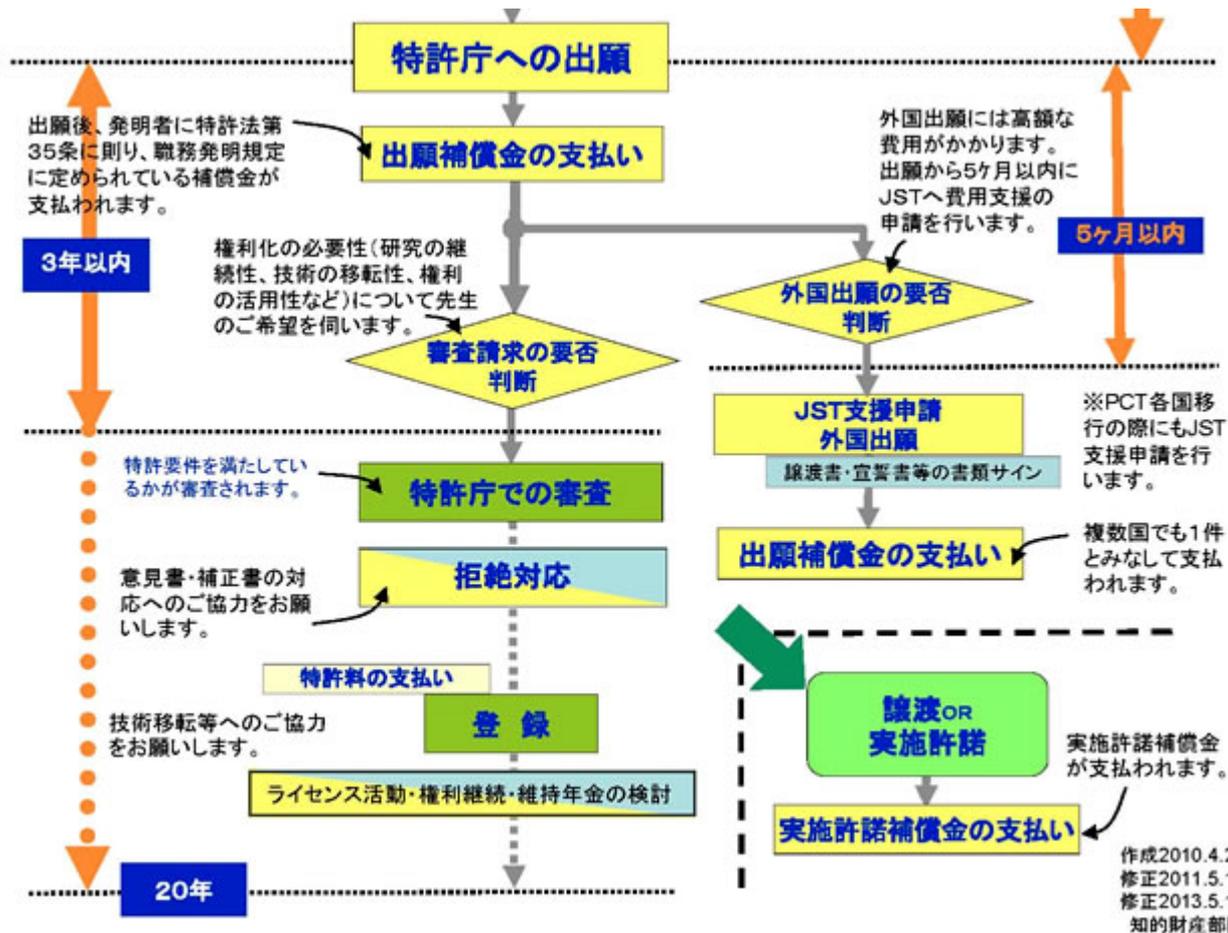


**ポイント4** 共同出願検討依頼書を提出してください。

# 5) 特許取得の流れ



## 5) 特許取得の流れ(続)



ポイント5

特許取得: 約4年  
権利満了: 出願から20年

## 6) 承継基準

- ▶ 本学が承継する発明は以下の3種類

### 発明 A: 技術移転に結びつく発明

- ・実施許諾あるいは権利譲渡可能な発明

### 発明 B: 研究推進に結びつく発明

- ・外部資金獲得に必要な発明
- ・共同研究推進に必要な発明

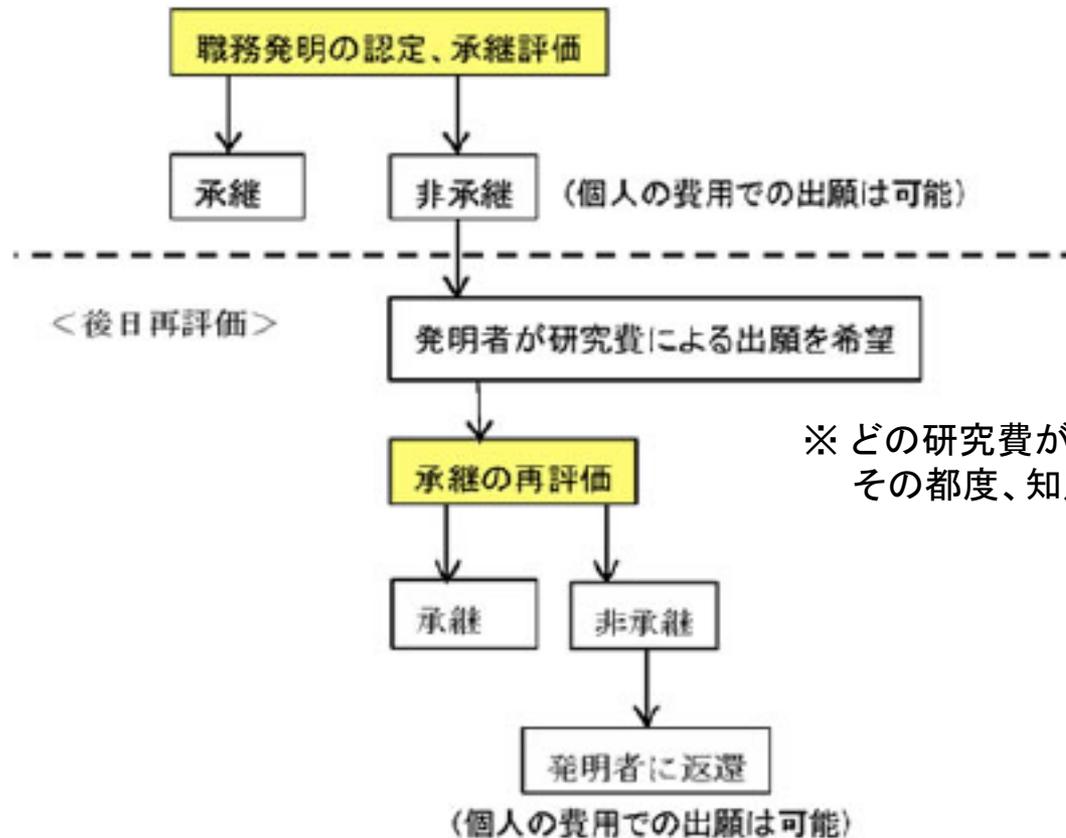
### 発明 C: その他の発明

- ・将来実施の可能性のある基本発明
- ・ベンチャー企業育成に必要な発明
- ・研究者啓発、学生教育に必要な発明

ポイント6

発明ABC 以外は個人帰属

## 6) 承継基準(続)



# 7) 特許権取得に係る費用



ポイント7 出願から権利取得まで約50万円かかります！

## 8) 補償金

### 出願補償金

特許	1件につき10,000円
実用新案	1件につき 7,000円
意匠	1件につき 7,000円

### 実施補償金

発明者	30%
研究室	30%
大学	40%

※大学負担した費用経費を除いた後の配分比

### 補償金(著作権)

著作者	} 60%
研究室	
大学	40%

※大学負担した費用経費を除いた後の配分比

**ポイント8** 発明者・著作者に補償金お支払いします。

## 9) 特許出願と論文発表(学会発表)

学会、発表会、研究室HP、動画サイト等で  
発表する前に特許出願しておくことが重要

企業から見ると、発表済みの発明は価値が大幅減

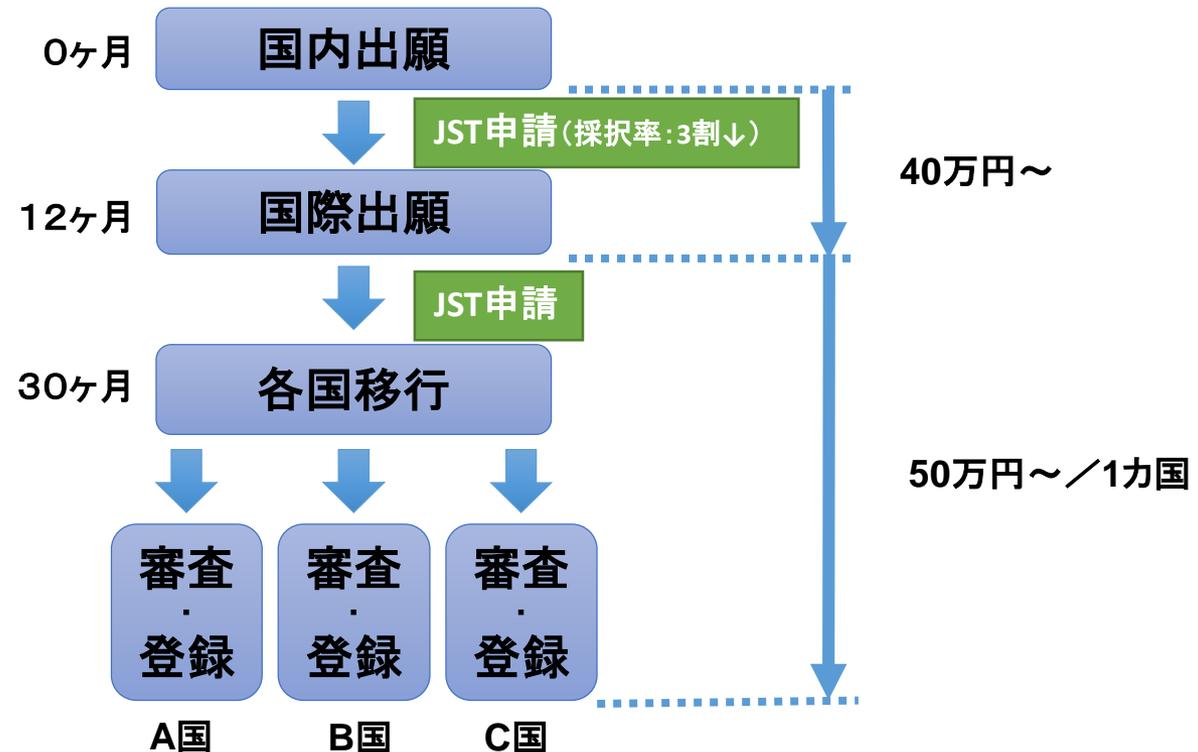
学生の発表会では**守秘義務**を！

卒論・修論等の中間・最終発表会で、  
発表内容に発明が含まれるときは、  
参加者名簿を使って守秘義務を課してください。

ポイント9

発表前に出願完了を！

# 10) 外国出願



**ポイント10**

JST外国出願申請は出願から6カ月以内。  
30条適用出願はJST外国出願申請できません。

# ③共同研究における知的財産

国立大学法人電気通信大学  
産学官連携センター 知的財産部門  
村松 宏祥

## 題目

- 1) 共同研究のポイント
- 2) 研究成果・知的財産に関する考え方
- 3) 共同研究における「知的財産」の取扱い
- 4) 民間との共同研究1件当たりの受入額
- 5) 旧ひな型から新ひな型への変更点
- 6) 研究担当者に課される義務
- 7) 期間の重なる複数の共同研究
- 8) 競争的資金(外部資金)と知的財産
- 9) 外部資金と知財届出との関係

# 1) 共同研究のポイント

- 企業と大学は「目的」が異なる。

企業は「営利の追求」

大学は「教育・研究・(社会貢献)」

「目的の違い」により、

研究成果・知的財産についての「考え方」が変わってくる。

## 2) 研究成果・知的財産に関する考え方

### 企業

- 研究成果を可能な限り長く秘匿したい。
- 知的財産に基づいて事業を実施する(自己実施する)。
  - 自己実施により収入を得ることができる。また、クロスライセンス等に利用できる。

### 大学

- 研究成果を可能な限り早く公開したい。
- 知的財産に基づいた事業を実施しない(自己実施しない)。
  - 自己実施により収入を得ることができない。クロスライセンス等で利用することもない。
  - 権利化費用回収のためには、
- 第三者へのライセンス(譲渡等含む)
- 不実施補償

### 3) 共同研究における「知的財産」の取扱い

- 「共同」研究だからといって、共同研究から生まれた知的財産が「共有」とは限らない。
- 「共同」研究という名の「受託」研究が増えている。

「知財部門」としては

- 「**幹**」となる部分は「単独」権利とする。  
 ※つまり、最初の出願 が最も大事
- 「**枝葉**」の部分は「共有」、場合によっては「譲渡」でもOK。  
 → 「**幹**」となる部分を単独権利としないと、それ以降の共同研究等に影響する。

## 4) 民間との共同研究1件当たりの受入額

(「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について文部科学省」参照)

- 全大学平均 218.2万円
- 本学平均 ●●●万円 (※とても少ない！)
- 受入額が全てではないけれど.....  
安売りする必要は無い！
- ※特に、「新たな共同研究」を始める場合には、全大学平均を意識して金額を決めるとよい。

## 5) 旧ひな型から新ひな型への変更点

	旧ひな型	新ひな型
特許出願	共同研究契約内で規定	共同出願契約へ移行
著作権	明確な記載が無かった	共同研究契約内で規定

- 「**新たな共同研究**」の場合には**新ひな型**を利用。
- 「**継続の共同研究**」は旧ひな型のままである場合がほとんど(社内稟議の通りやすさから)。
- 「**継続の共同研究**」(旧ひな型)でソフトウェア等が出る可能性がある場合には、知財部門に事前に相談。覚書等で対応。

## 6) 研究担当者に課される義務

- 成果報告書の作成義務 (→ よく知ってる)
- 営業秘密に関する**秘匿義務**  
 「××会社と共同研究をやっている」とは  
 公けには言っははいけない場合があるため注意
- 研究協力者(参加している学生)の**監督義務**
- 研究成果等公開前の**通知義務**
- 共同研究終了後における関連出願の**通知義務**
- 知財権利化等に関する**協力義務**(拒絶理由対応、訴訟対応等)

## 7) 期間の重なる複数の共同研究

- A社とB社 の共同研究期間が重なった！

→ A社、B社 共同研究を切り分けるための理由を明確にしておく。

A社は〇〇を目的・対象とする、  
 B社は△△を目的・対象とする。など

- 中身が混ざりそうになったら.....

共同研究先の了解を得て、成果を学会発表等で「公け」とし

- 「公け」となった事実に基づいて共同研究を進める（言い訳）
- 複数企業でコンソーシアム（研究会）を組む。
- 大型の外部資金（JST、JSPS等）で巻き込む。

## 8) 競争的資金(外部資金)と知的財産

- 運営費交付金            減↓
- 競争的資金              増↑

という国の方針。

良い悪いは別として、今後、ますます差が付く。

社会が大学に対して目に見えるアウトプットを求めている。

- 「十分な研究資金の確保」のため にも
- 「大学の運営」のため にも

**競争的資金を獲得しなければならない。**

# 9) 外部資金と知財届出との関係 (H16-H26年度合計)

## 知財届出なし

	科学研究費	共同研究	受託研究	奨学寄附金	総計
平均	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	
ゼロ抜き平均	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●●●

## 知財届出あり

	科学研究費	共同研究	受託研究	奨学寄附金	総計
平均	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	
ゼロ抜き平均	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●	¥●●●●●●●●

# ④ 知財活用の事例紹介

国立大学法人電気通信大学  
産学官連携センター 知的財産部門  
本間高弘

## 題目

- 1) 成功した事例の要因分析
- 2) 大学の信用力による宣伝、保証
- 3) 研究室でソフトウェアを作成する上での注意点

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その1

### 【紹介事例】

- ・特許権と著作権(ソフトウェア)をセットで企業にライセンス

### 【きっかけ】

- ・5～6年前に、企業から研究室で作成しているソフトを使いたいと要望があり、どう対応すべきか、相談があった。
- ・先生と将来の展望、要望を聞き、対応方針を議論。

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その2

### 【企業に売れるソフトウェア】

- ・エンドユーザである企業のニーズを取り込んで、ソフトを開発する必要あり(ニーズを満たさないソフトはライセンスできない)。
- ・エンドユーザが個人の場合には、ニーズはある程度想像できるが、企業のニーズを把握することは不可能。
- ・企業のニーズを把握して開発する唯一の手段は、秘密保持条項を含む、共同研究契約にもとづく開発。

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その3

### 【共同研究による開発】

- 企業が興味を示す大学のソフトウェアは、技術的に高度なものがあり、メンテナンス・サポートが必須となるが、メンテナンス・サポートは研究でないため教員は対応不可。  
⇒ 共同研究の中で対応。
- 商品化は、ベンダー、ベンチャーに技術移転し、これらの企業が対応。

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その4

### 【権利化の方針を議論 NO. 1】

- ・共同研究相手の企業のニーズ把握と引き換えに、  
ソフトウェアの使用は許諾OK、改変不可とした。

⇒ユーザとなる企業は、ソフトウェアにより課題  
解決が可能か否かに興味があり、使えるかど  
うかわからないソフトの改良に労力は割かない。

⇒ソフトの中核部分に、企業の著作権を混入さ  
せない。

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その5

### 【権利化の方針を議論 NO. 2】

- ・ソフトの中核部分(幹)がある程度完成し、ユーザ企業もソフトの価値を認めて、人員を割り当て、自社用にソフトのカスタマイズを希望する段階となったら、カスタマイズ版(枝)の著作権が、共有となることは許容する。

⇒ニーズの把握、研究費獲得を十分行ったため。  
 むしろ製品化した時の重要顧客となってもらおう。

# 1) 成功した事例の要因分析

## 成功事例 その6

### 【権利化の方針を議論 NO. 3】

- 特許権と著作権(ソフトウェア)をセットで企業にライセンスすることで、
  - 企業が改変し、企業と著作権が共有となっている状況で、万が一、企業と物別れとなっても、特許権で勝手に利用されない。
  - セットでライセンスすることで、ライセンス料を高め設定できる。

## 2) 大学の信用力による宣伝、保証 その1

・大学の信用力を自社の宣伝に利用したいのではないかと思われる申し出が、企業から提案されることがある。

⇒ 本学との関係を表示する時は、事実のみに限るよう要請している。

例： 本学と共同研究を実施

本学からのライセンスに基づく製品化

⇒ 通常ライセンス契約では、研究成果にもとづくライセンスなので、一切の保証はしないとしている。

## 2) 大学の信用力による宣伝、保証 その2

(参考) 他大学の事例

「東京大学における研究成果に係る出所由来表示及び推薦に関するガイドライン」

[http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/jp/materials/pdf/rules\\_and\\_forms/yurai\\_guide.pdf](http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/jp/materials/pdf/rules_and_forms/yurai_guide.pdf)

### 3) 研究室でソフトウェアを作成する上での注意点 その1

#### 【オープンソースの注意点】

- 著作物届に、オープンソースを利用したという記載が増えてきている。
- オープンソースのライセンスによっては、両立しないライセンスがある。GPLと他のオープンソースライセンスの互換性は、下記を参照。

<http://www.gnu.org/licenses/license-list.ja.html#GPLCompatibleLicenses>

- 開発している間は、自分のPCの中で両立しないコードが混在していても可能だが、両立しないコードが混在したまま配布をすることはできない。

## 3) 研究室でソフトウェアを作成する上での注意点 その2

### 【代々研究室でソフトを開発 NO. 1】

- ・研究室で歴代の多くの教員、学生が関与して作成したソフトウェアを学外者にライセンスする場合、誰が作成に関与したか著作者を特定できないため、ライセンスを断念するという事態が他大学で起きている。

## 3) 研究室でソフトウェアを作成する上での注意点 その2

### 【代々研究室でソフトを開発 NO. 2】

- ・学生に、将来、
  - ✓ 学外者に有償で譲渡・貸与・利用許諾する場合
  - ✓ 共同研究等で改変され学外者に無償で譲渡・貸与・利用許諾する場合には、  
学生の共有持分を大学に譲渡することに同意する  
という同意書を学生からもらえるよう、著作物取扱規程  
で規定。
- ・ライセンスによって利益が出たら、教員と同様に  
学生にも補償金を支払う。

# 問い合わせ先

- ・知財に関する各種説明は、下記HPをご参照。

<http://www.ip.uec.ac.jp/index.html>

産学官連携センター 知的財産部門  
東7号館 3階301号室  
内線 5838  
メール [chizai@ip.uec.ac.jp](mailto:chizai@ip.uec.ac.jp)



国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター  
知的財産部門  
UEC Tokyo Intellectual Property Office

サイト内検索 Google™カスタム検索 検索  
▶ 交通ガイド ▶ アクセスマップ ▶ サイトマップ

HOME 概要 ポリシー・規程・様式 手続の流れ イベント 発明の公表・発表 資料・アーカイブ お問い合わせ

知財関連の規程  
共同研究契約ひな型

特許取得の手続き  
プログラム・データベースの取扱い

論文発表と特許出願

*Intellectual Property Office*

電気通信大学の知的財産部門では、大学の知的財産ポリシーに基づき、大学の教員、学生等の研究活動の成果をもとにした知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に推進しています。

技術移転に関する重要なお知らせ (学内専用)

- ▶ 電通大の公開特許シーズ集
- ▶ 技術分野別特許マップ

重要 [に係るお願いと参加者名簿の雛型](#) [雛型公開中](#) [書](#)の雛型を公開しています

ご相談受付中 [電通大の知的財産・特許出願に関する相談など、こちらまで気軽にお問い合わせください。](#)

発明届出書 [発明が生まれたら、まずこちらの記入をお願いします。](#)

ニュース

- 2015年03月31日 [2014年度電気通信大学「知的財産関連職種」の業界研究セミナーを終了しました](#)
- 2015年02月06日 [知的財産部門 事務補佐員募集のお知らせ【終了しました】](#)
- 2014年12月08日 [【1/2&2\(木\)3/3\(火\)開催】「知的財産関連職種」の業界研究セミナーのお知らせ](#)

技術者管理と知的財産(前期水曜6限)

知的財産特論(後期水曜4限)

知的財産権(後期木曜5限)